

【参考】《店舗兼用住宅の店舗部分の用途について(A 地区)》

●現在の地区計画

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

→建築が可能な建築物

一 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)

六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

(※建築基準法施行令 第130条の3)



●地区計画の変更案(赤字:新たに建築が可能な用途)

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

→建築が可能な建築物

一 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)

二 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

三 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

四 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

五 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

(※建築基準法施行令 第130条の3)

(※店舗部分の床面積は50平方メートル以下とする。)